附属書第三八・二五項の次に次の一項を加える。

三八・二六	
三八二六・〇〇	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）

附属書第四一〇・二〇号中「原皮（」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。

附属書第四二類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。

1　この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

附属書第四二〇二・一一号、第四二〇二・二一号、第四二〇二・三一号及び第四二〇二・九一号中「コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。

附属書第四四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。

1　第四四〇一・三一号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。

附属書第四四・〇一項中

四四〇一・三〇	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）

を

四四〇一・三一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）
四四〇一・三九	木質ペレット
	その他のもの

に改める。

附属書第四七〇六・九三号中「セミケミカルパルプ」を「機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの」に改める。

附属書第四八類の注2(p)中「がん具」を「玩具」に改め、「及び第九六類の物品（例えば、ボタン）」を削り、同注2に次のように加える。

(q)　第九六類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

附属書第四八類の号注3中「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」を「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改め、同号注4中「セミケミカルパルプ工程」を「機械的及び化学的工程の組合せ」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改める。

附属書第四八・〇五項中「中しん原紙」を「中芯原紙」に改める。

附属書第四八〇八・二〇号及び第四八〇八・三〇号を削り、同附属書第四八〇八・一〇号の次に次の一号を加える。

四八〇八・四〇	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）

附属書第四八一四・一〇号を削る。

附属書第四八・一八項中「、乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同附属書第四八一八・四〇号を削る。

附属書第一一部の注1(u)中「及びタイプライターリボン」を「、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

附属書第一一部の注7中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)　特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）

附属書第五六類の注1に次のように加える。

(f)　第九六・一九項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

附属書第五六〇一・一〇号を削る。

附属書第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同附属書第五八〇一・二六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・二七	たてパイル織物

附属書第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同附属書第五八〇一・三六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・三七	たてパイル織物

附属書第六一類の注6(a)及び第六二類の注4(a)中「ものとし、乳児用のおむつを含む」を削る。

附属書第六二一一・四一号を削る。

附属書第六三・〇六項中

六三〇六・九一	その他のもの
	綿製のもの
六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの

を

六三〇六・九〇	その他のもの

に改める。

附属書第六四〇二・二〇号中「本底」を「底」に改める。

附属書第六四・〇六項中

六四〇六・九一	その他のもの
	木製のもの
六四〇六・九九	その他の材料製のもの

を

六四〇六・九〇	その他のもの

に改める。

附属書第六五・〇五項を次のように改める。

六五・〇五	
六五〇五・〇〇	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）

附属書第六八一一・八三号を削る。

附属書第七一類の注3(e)中「注2B」を「注3(B)」に改める。

附属書第七三〇六・三〇号中「鉄鋼」を「鉄製」に改める。

附属書第七三一九・二〇号及び第七三一九・三〇号を削り、同附属書第七三一九・九〇号の前に次の一号を加える。

七三一九・四〇	安全ピンその他のピン